

岡崎城公園多目的広場
活用事業者
募集要項

令和 7 年 4 月

岡崎市都市基盤部
公園緑地課

～初めに～

●岡崎城公園とは・・・

この地に岡崎城が室町時代中期に築城され、明治6年に城郭がとりこわされたが、その城址を明治8年(1875)公園として県より許可を受けたもので、明治29年(1895)には旧藩士本多家へ公園地の払い下げとなりました。明治42年(1909)公園の管理は、本多家から岡崎町へ移され、町の手で公園整備が進められ公園の風致や美観を現すことになりました。大正6年(1917)田村、本多両博士により、本公園の設計がなされ、大正7年(1918)公園改修5ヶ年計画が立てられ、公園整備が進められました。昭和20年(1945)7月の空襲で大部分を焼失したが岡崎市戦災復興土地区画整理事業や、乙川、伊賀川の河川敷を占用するなどにより、その面積16.5haの総合公園として整備拡充されました。昭和22年(1947)桜まつり、昭和23年観光夏まつり、昭和25年藤まつりなどが次々開始され、昭和34年(1959)には岡崎城が完成し、この年の9月伊勢湾台風に見舞われ大きな被害を受けたが、その後の復旧と昭和38年(1963)に行なわれた岡崎市主催の「岡崎花と産業大博覧会」に向けての観覧車、子供汽車、豆自動車、回転飛行機などを設置した児童遊園地が整備されました。昭和40年から徳川家康公銅像の建立をはじめスタンド、バックネット、運動場の整備、噴水の新設、岡崎公園駐車場の建設が進められ、昭和55年から三河武士のやかた家康館の建設に着手し、昭和57年11月に開館となりました。また岡崎城公園は、豊富な自然と重要な文化財に恵まれ観光地としての整備もされており、恒例の桜まつり、五万石藤まつり、夏まつり花火大会、菊まつり、秋の市民まつりなど各種行事が行なわれ、四季を通じて多くの来園者があり、隣接する乙川河川緑地とも有機的なつながりを持ち、一帯的な利用がなされ、観賞、散歩、休息、遊戯、運動等の総合公園として親しまれています。平成元年7月28日には「日本の都市公園100選」に選定され、平成18年には「日本の歴史公園100選」に選定されました。令和6年12月26日に「岡崎城公園」へと名称変更しました。

なお、この要項に定めのない事項はすべて都市公園法、岡崎市都市公園条例、岡崎市都市公園管理規則、地方自治法、地方自治法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則及び岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、食品衛生法、岡崎市食品衛生条例、岡崎市食品衛生規則その他関係法令等の定めるところによって処理しますので御承知ください。

●本事業の狙い

本市が進めている乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画（通称「QURUWA 戦略」）の主要な拠点である岡崎城公園は、市内外問わず観光を中心として多数の方に来訪していただいております。一方で岡崎城公園ならではのコンテンツや多目的広場を活用した事業については弱いのが現状です。

今回、「岡崎城公園多目的広場利用ガイドブック」を整備し、施設の利用について案内をするとともに多目的広場を活用するイベントを募集することで上記狙いを達成し、合わせて優良なコンテンツ実施を図っていきたいと考えております。

加えて令和7年は開園150周年となることから、にぎわいを創出する1つとなればと考えております。

以下の計画等は申込前に必ずお読みいただき、理解したうえで申込していただくようにお願いします。

○乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画

○岡崎城公園多目的広場利用ガイドブック

○岡崎城跡整備基本計画

I 公園概要

1 対象

- (1) 名称 岡崎城公園
- (2) 所在 岡崎市康生町
- (3) 対象 岡崎城公園多目的広場（面積：約6,000m² 緑化展開催時は約4,000m²）

2 募集する日程等

(1) 日程

- ア 令和7年9月13日（土）～15日（祝・月）
- イ 令和7年9月27日（土）、28日（日）
- ウ 令和7年10月4日（土）、5日（日）
- エ 令和7年10月11日（土）～13日（祝・月）
- オ 令和7年10月25日（土）、26日（日）
- カ 令和7年11月15日（土）、16日（日）

ただし、この間に市が関係するイベントの開催や先に予約が入ったイベントは、当該イベントを原則として優先とします。

現時点での多目的広場の利用予定は資料のとおりです。

- (2) 日程には、準備撤収を含みますが、前後の調整をすることは可能です。
- (3) 法令、条件等に対する違反があった場合、許可等を取り消すことがあります。

3 にぎわいに資するイベントの選択数

申込があった中からそれぞれの日程についてイベントを選出します。

- (1) 1申込1日程とします。希望する日程を選択して記載してください。

(2) 1人格1申込までとします。

同内容のイベントを行いたいという場合でも1日程を選択し複数日程希望することは禁止とさせていただきます。

例：期間中でキッチンカーイベントやれればよくア～カどれでもいいという提案はダメとなります。

(3) 単にキッチンカー1台などの申込は除外とします。イベントとは複数の出店者からなるものとします。

4 選定後の手続き

内容について、市と協議後、都市公園内行為許可申請及び有料公園施設利用許可申請書を提出していただきます。

費用は減免とします。

II 参加の方法

1 要件

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象となる者でないこと。
- (3) 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者でないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

2 参加資格の喪失

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 公園の利用に影響を与える行為があった場合
- (3) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする場合

III 審査

(1) スケジュール

募集要項の交付	令和7年4月18日（金）
質問書受付	令和7年4月18日（金）から4月25日（金）まで
質問書回答	令和7年5月9日（金）
事業者申込受付	令和7年5月23日（金）
事業者決定	令和7年6月3日（火）予定

(2) 申込について

ア 質問及び回答

質問書	様式1「質問書」
受付期間	令和7年4月18日（金）から令和7年4月25日（金）午後5時まで
提出方法	電子メール

	※件名は「岡崎城公園 質問」と記載
アドレス	koen@city.okazaki.lg.jp
提出先	都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）
回答日	令和7年5月9日（金）に回答
回答方法	ホームページにおいて公表します。

イ 事業者申込について

提出書類	「提案書類一覧」のとおり（指定のない場合は任意様式）
受付期間	令和7年5月23日（金）
受付場所	都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）
提出方法	受付場所へ持参

受付期間内に受付場所に到達しなかった場合は受理しません。

(3) 受付場所

岡崎市役所公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）

午前9時から午後5時まで

住所 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

電話 0564-23-7406

アドレス koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp

FAX 0564-23-6559

<作成の注意事項>

- ・関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満たすとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提案関係書類を作成してください。
- ・提案関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・提案関係書類の提出後の変更は原則認めません。ただし、必要に応じて修正等を求める場合があります。
- ・必要に応じて提案関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・提出された申請書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- ・申請書類に虚偽の記載があった場合や、提案に際して不正行為があったときは、選定の対象から除外します。

【提案関係書類一覧】

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 参加申込書兼誓約書	様式 2	1 部	3 部
2 応募関連書類 (1) 市税等納税証明書（滞納のないことの証明） ※国税、県税は不要です。 ※岡崎市で賦課がある場合は岡崎市のものを、 賦課がない場合は岡崎市を所管している営業所 が所在する自治体のもの ※申請日時点で3か月以内に取得したもの		1 部	3 部
(2) 個人 住民票の写し（本籍記載のあるもの） 法人 登記簿謄本 ※いずれも申請日時点で3か月以内に取得し たもの		1 部	3 部
3 提案 表紙	様式 3-1	1 部	3 部
(1) 岡崎城公園でイベントを開催するにあたって	様式 3-2	1 部	3 部
(2) イベントの内容について	様式 3-3	1 部	3 部
(3) 想定される課題とそれに対する対応策につい て	様式 3-4	1 部	3 部
(4) その他自由提案	様式 3-5	1 部	3 部
4 報告書（事後）			
事業報告書	様式 4	1 部	

(4) 第一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の点について審査します。

ア 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

イ 法令遵守に関する審査

提案等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

ウ 本要項に照らし適切なものであることの審査

提案等が本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・提案が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

(5) 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「岡崎城公園多目的広場活用事業者選定

委員会」(以下「選定委員会」という。)において、(7)で示す評価の基準に沿って審査します。プレゼンテーションはありません。

(6) 選定委員会

本市は、提案の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された提案について(7)の評価の基準に基づき審査を行い、イベントを選出します。ただし審査の結果によっては、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下の通りです。

	氏名	所属
委員長	根本 健一	都市基盤部長
委員	奥田 信	都市基盤部公園緑地課長
委員	二村 和孝	経済振興部観光推進課長

(7) 評価

ア 評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
岡崎城公園でイベントを開催するにあたって	岡崎城公園の特性を理解し、イベントを開催することが検討されているか。	20
イベントの内容について	岡崎城公園にふさわしいイベントかどうか。	30
	今後も岡崎城公園で持続的に開催できそうなイベントであるかどうか。	15
想定される課題とそれに対する対応策について	想定される課題をリストアップするとともに、それらに対して具体的な対応策と当日トラブルに向けた対応及びこれまでの知見などによる想定が出来ているか否か。	25
その他自由提案	岡崎城公園をより豊かな利用とするための提案がされているか否か。	10
合計		100

イ 採点方法

加点評価については、重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価します。

加点評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す4段階評価により得点を付与します。

評価	評価内容	採点基準
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	提案は評価する	配点×0.5
D	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25

選定委員会の各選定委員の加点評価点を合計し、選定委員人数で割った値を提案点とします。

提案点=各選定委員の加点評価点の合計÷選定委員人数

小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出します。

70点以上を合格とし、申込が複数ある日程については一番点数の高い提案を選出します。

70点以上の提案がない場合は該当なしとなります。

(8) 結果通知

選定結果は速やかに応募者へ文章に通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は本市ホームページで公表します。

(9) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募者が、優先交渉権者及び次点選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触等を行った場合は、失格となることがあります。

(10) イベントの決定

各日程1つを選出します。

ただし、70点以上の提案がない場合は該当なしとなります。

(11) リスク分担等

実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と事応募者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類		内 容	リスク分担	
市	応募者			
申請 関連 リス ク	書類の誤り	募集要項等、市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等、申請者が作成した書類に関するもの		○
	申請コスト	申請費用の分担		○
管理 運営 リス ク	資金の調達	必要な資金の確保		○
	事業変更	本市の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合	○	
		応募者の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合		○
	施設競合	競合施設（キッチンカー含む）による利用者減、収入減		○

	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	<input type="radio"/>
	施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵による損傷	<input type="radio"/>
		施設、機器等の構造上の瑕疵による損傷	<input type="radio"/>
収入リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等	<input type="radio"/>	
		<input type="radio"/>	
	施設改修による臨時休業等	<input type="radio"/>	
	応募者の提案による事業運営によるもの	<input type="radio"/>	
社会的リスク	応募者の責めに帰すべき理由によるもの	<input type="radio"/>	
	第三者への賠償	応募者が維持・運営において（応募者が行う整備・管理運営業務において）第三者に損害を与えた場合	<input type="radio"/>
		上記以外のもの	<input type="radio"/>
	地域、利用者への対応	地域との協調、利用者からのクレーム等への対応に関するもの	<input type="radio"/>
物価変動		施設設置、管理業務内容に対する利用者等からの反対、訴訟に関するもの	<input type="radio"/>
金利変動		人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加	<input type="radio"/>
不可抗力		応募者決定後の金利変動	<input type="radio"/>
		自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業	<input type="radio"/>

IV その他

(1) 経費の負担

- ア 清掃、機械警備、設備、修繕、光熱水費等の運営に係る一切の経費は応募者が負担してください。ただし、施設の損傷等について、構造上の瑕疵を原因とするものは市の負担とします。
- イ 電気は多目的広場電源設備がありますので、そこから原則利用してください。自家用発電機等の使用を認めますが、インバーター内蔵や低騒音型のものにしてください。

(2) 維持管理

- ア 使用するエリアの周囲においても、積極的に清掃を行ってください。
- イ 張り紙や看板、のぼりの設置については原則禁止とし、市が認めた内容、方法以外は禁止します。
- ウ 車両の乗り入れについて、来園者の安全や対応に充分配慮をし、市の指示に従い指定場所を通行してください。
- エ 公園施設を破損した場合又は来園者との事故が発生した場合は速やかに市へ連絡するとともに、迅速に適切な対処をしてください。また、公園内で発生した事故については、応募者の責任において対処し、費用については応募者の負担とします。
- オ 運営に対する問合せ及び苦情については、応募者にて対応してください。
- カ 取消がなされた場合は、自己の費用で、出店期間内又は市が指定する日まで

に速やかに原状回復を行ってください。ただし、市が承認した場合はこの限りではありません。

キ 市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを応募者に請求することができるものとします。この場合において、応募者は何ら異議を申し立てることはできません。

ク 原状回復に際して応募者が投じた有益費や必要経費が現存する場合であっても、一切市にその償還等の請求をすることはできません。

ケ 応募者は、事業報告書（様式4）を終了後に作成し、速やかに市へ提出してください。

コ 節電等、市が行う各種取り組みに協力してください。

サ 車で来園される場合は、岡崎城公園駐車場を使用してください。

シ テント出店・キッチンカーとともに、(火を使用した) 加熱調理を行う場合は、必ずブース内に業務用消火器を設置してください。

V 廃棄物の処理

(1) 廃棄物については、事業者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適正処理を行うものとします。

(2) 処理に関する費用は、事業者の負担とします。

(3) 容器入りの飲食料を販売する場合は、その販売する場所の周囲に空き容器の回収箱を設置し、その他周辺に空き容器を散乱させないようしてください。

岡 崎 市

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

問合せ先 都市基盤部公園緑地課公園活用係

TEL (0564) 23-7406

FAX (0564) 23-6559

岡崎市ホームページ <http://www.city.okazaki.lg.jp/>

Eメール koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp